

5 安心して医療を受けたい

後期高齢者医療制度 58

福祉医療費助成制度（重度心身障がい者等） 61

はり・きゅう・マッサージ施術料助成制度 62

後期高齢者医療制度

○ 対象となる人

- (1) 75歳以上の人（生活保護を受けている世帯は除く）
- (2) 65歳～75歳未満の人のうち、つぎの程度の心身の障がいがある人で岐阜県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人
 - 身体障害者手帳1～3級の人
 - 身体障害者手帳4級の一部（音声、言語、下肢の障害の一部）の人
 - 精神障害者保健福祉手帳1・2級の人
 - 療育手帳A1・A2の人
 - 障害年金受給者（法で定められた人）

○ 対象となる日

- (1) 満75歳の誕生日当日
- (2) 65歳～75歳未満の人で一定の障がいのある人は、広域連合の認定を受けた日
- (3) 適用除外条件に該当しなくなったとき（生活保護の廃止等）
- (4) 他の都道府県の後期高齢者医療被保険者が、転入した日

○ 医療を受けるときは

病院、医院、薬局などの窓口へ後期高齢者医療被保険者証を提示して下さい。
また、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方は同時に提示して下さい。

○ 費用の一部負担（令和4年度10月1日現在）

所得による区分		窓口での負担	【1か月の負担の上限】
			外来＋入院（世帯ごと）
現役並み所得者	Ⅲ課税所得690万円以上	3割	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% [140,100円] 注1
	Ⅱ課税所得380万円以上		167,400円＋（医療費－558,000円）×1% [93,000円] 注1
	Ⅰ課税所得145万円以上		80,100円＋（医療費－267,000円）×1% [44,400円] 注1



1 生きがいを見つけない

2 介護をできるだけに必要としないために

3 生活支援サービスを利用したい

4 施設サービスを利用したい

5 安心して医療を受けたい

6 高齢者福祉施設一覧

7 相談窓口

所得による区分		窓口での負担	【1か月の負担の上限】	
			外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一般	Ⅱ	2割	6,000円+(総医療費-30,000)×10% または18,000円のいずれか低い額 注2, 3, 4	57,600円 [44,400]注1
一般	Ⅰ	1割	18,000円 注2	57,600円 [44,400]注1
市民税非課税世帯	区分Ⅱ	1割	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ			15,000円

注1 []内は過去12か月以内に限度額を超えたことが3回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

注2 年間(8月～翌年7月)の限度額は、144,000円です。

- ① 特定疾病については、自己負担限度額は、1か月につき10,000円となります。
- ② 市民税非課税世帯(区分Ⅰ・Ⅱ)の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。
- ③ 入院時の食事代や差額ベッド料などは、支給の対象外となります。

注3 総医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算します。

注4 窓口負担割合引き上げの配慮措置として、令和4年10月1日から3年間、1か月の外来医療の負担増加額が3,000円までに抑えられます。

【75歳の誕生日を迎える月の自己負担額の特例】

75歳の誕生日を迎えた月に限り、「誕生日前の医療保険(国民健康保険など)と「誕生日以降の後期高齢者医療制度」の両方の自己負担限度額がそれぞれ半額となります。

【入院中の食事に係る負担】

所得の区分		1食当たりの食事代	
		指定難病患者	それ以外の患者
現役並み所得者、一般Ⅱ、一般Ⅰ		260円	460円
区分Ⅱ	90日までの入院	210円	
	過去12か月で90日を超える入院※	160円	
区分Ⅰ		100円	

※ 適用区分が区分Ⅱの認定を受けている期間で、過去の12か月の入院日数の合計が90日を超える方は、長期入院該当者として、食事代が減額されます。入院日数が確認できる領収書などをご準備いただき、申請してください。

- 市民税非課税世帯の人には、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。

市民税非課税世帯の人で、証をお持ちでない人は、申請をしてください。

【特定疾病にかかる医療】

つぎの特定疾病に係る医療を受けている人で、広域連合の認定を受けたときは、1か月の一部負担金の限度額が10,000円となります。

- 人工腎臓を実施している慢性腎不全
- 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固Ⅸ因子障害
- 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群

○所得の区分について

所得の区分	対 象 と な る 方	自己負担割合
現役並み所得者	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者本人の住民税課税所得が145万円以上の方 ●同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる方 <p>現役並み所得者であっても、次のいずれかに該当し、「後期高齢者医療基準収入額適用申請書」を提出し認定された方は「一般Ⅰ」または「一般Ⅱ」になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が2人以上で、収入の合計額が520万円未満の方 ②被保険者が1人で、収入の額が383万円未満の方 ③被保険者が1人で、収入の額が383万円以上の場合、70歳から74歳の方の収入も含めた合計額が520万円未満の方 	3割
一般Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯内の被保険者のうち、住民税課税所得が最大の方の課税所得が28万円以上で以下に該当する方 ①世帯に被保険者が1人で、「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上 ②世帯に被保険者が2人以上で、被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円以上 	2割
一般Ⅰ	●現役並みの所得者、一般Ⅱ、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の方	1割
区分Ⅱ	●世帯の全員が住民税非課税の方で、区分Ⅰ以外の方	
区分Ⅰ	●世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得（年金の所得は控除額を80万円として計算。給与所得がある場合は、給与所得から10万を控除）が0円となる方	

注1 令和4年10月1日から一部、一般の方の自己負担割合が2割となります。

1 生きがいを見つけたい

2 介護をできるだけに必要としないために

3 生活支援サービスを利用したい

4 施設サービスを利用したい

5 安心して医療を受けたい

6 高齢者福祉施設一覽

7 相談窓口

○ 葬祭費

被保険者が亡くなった場合、申請をして認められると葬祭を行った人に、50,000 円が支給されます。

★ 問い合わせ先 福祉医療課 後期高齢者医療係 電話214-2128（直通）

福祉医療費助成制度（重度心身障がい者等）

病気などのため、医療機関で診療を受けた場合に支払う保険診療の自己負担分を助成します。（入院時の食事代や健康保険の適用ではない診療については助成されません。）

○ 対象者

下記のいずれかにあたる人（所得制限があります）

- (1) 身体障害者手帳1～3級
- (2) 療育手帳A・A1・A2・B1
- (3) 戦傷病者手帳特別項症から第4項症までで身体障害者手帳4級
- (4) 65歳以上で6カ月以上ねたきりで常時介護を受ける人
- (5) 精神障害者保健福祉手帳1・2級

○ 申請に必要なものと申請場所

必要なもの・・・(1)健康保険証

- (2)身体障害者手帳または療育手帳、戦傷病者手帳、ねたきり状態認定判定書、精神障害者保健福祉手帳
- (3)申請者の本人確認ができる書類
- (4)転入の方は所得課税証明書（本人、配偶者、扶養義務者等のものがが必要です。なお、所定の同意書を提出できた方は、当該証明書が不要になります。詳細は福祉医療課へお尋ねください。）

申請場所・・・福祉医療課、各事務所、各保健センター、福祉事務所柳津分室

★ 問い合わせ先 福祉医療課 福祉医療係 電話214-2127（直通）

はり・きゅう・マッサージ施術料助成制度

高齢者の健康保持のため、保険外ではり・きゅう・マッサージを受ける際、その施術料の一部を助成しています。

○ 対象となる人

- (1) 70歳以上の人
- (2) 70歳未満で肢体不自由の身体障害者手帳1・2級に該当する人
(ただし、(1)、(2)とも所得制限あり)

○ 助成の内容

はり・きゅう・マッサージ受療補助券を1年分として6枚交付します。受療補助券を利用した場合、本市で定めた施術料の3分の1の負担(1,400円)で施術が受けられます。

○ 申請書類

保険外はり・きゅう・マッサージ等受療補助券交付申請書

○ 申し込みに必要なものと申請場所

- 必要なもの・・・(1) 身体障害者手帳
(「対象となる人」の(2)に該当する人のみ)
- (2) 所得課税証明
- [1月～5月に申請する場合]
前年の1月1日に岐阜市に住民票がなかった人のみ
- [6月～12月に申請する場合]
本年の1月1日に岐阜市に住民票がなかった人のみ

申請場所・・・高齢福祉課・各事務所・各保健センター・
福祉事務所柳津分室

★問い合わせ先 高齢福祉課 生きがい対策係 電話214-2173 (直通)

1 生きがいを見つけない

2 介護をできるだけ必要としないために

3 生活支援サービスを利用したい

4 施設サービスを利用したい

5 安心して医療を受けたい

6 高齢者福祉施設一覧

7 相談窓口

